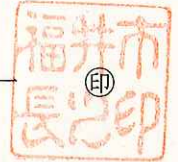


参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 1 月 13 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

小幡集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 1 月 13 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

3 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落営農組織を立上げて、農作業の受委託や農業用機械の共同利用を図っている。
- ・ほ場整備にとりかかり、後継者が機能する環境を整備していく。
- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っていく。
- ・個々の農家の赤字経営からの脱却に向けて、集落営農の法人化している。
- ・直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。

(別紙)

- 営農・維持管理作業を請負う定年帰農者よる組織を設立し、耕作放棄地を削減している。
- シバザクラ等の地衣植物を植栽し、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。
- 集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
- 完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。
- 流通・加工に取り組み、6次産業化を推進していく。